

対象区域内に設ける標示板の様式

建築基準法第86条（86条の2）第 項認定区域標示板

この敷地および敷地内の建築物は、建築基準法第86条（86条の2）第 項の規定に基づき、容積率や建蔽率等について、複数の建築物が一体的なものとして認定されています。

そのため、建築物等の増改築または土地利用の変更をする場合は、再度、滋賀県知事の認定が必要です。

なお、認定区域内の環境を適正に維持管理するため、下記の維持管理責任者を定めています。

対象区域内における建築物、
主要な通路等の配置図

認定年月日： 年 月 日

特定行政庁名： 滋賀県知事（担当課名）

維持管理責任者名： ○○ ○○

- ※1 敷地内の見やすい場所に設置すること（数は対象区域の規模による）
- ※2 標示板の材料はプラスチック板、ステンレス板等、腐食耐性、対候性、耐久性のあるものとし、容易に破損しないものであること
- ※3 堅固に固定されたものであること
- ※4 大きさはたて45 cm以上、よこ60 cm以上であること
- ※5 対象区域の配置図には、次の事項を明示すること
方位、認定区域の境界線、対象区域内における建築物の位置、用途、避難通路、広場等の位置、広場等の位置、敷地に接する道路の位置、表示板の位置